

平成 26 年第 3 回定例会 決算特別委員会にて質疑いたしました。

小野寺委員

私からはまず、総務費に関係して県立公文書館、とりわけ普及啓発事業についてお伺いいたします。

まず、公文書館の設置目的、役割について確認させてください。

情報公開課長

公文書館の設置目的でございますが、神奈川県立公文書館条例の第 2 条に規定されておりまして、公文書その他の記録で歴史資料として重要なものを収集、保存し、及び閲覧に供し、並びにこれに関連する調査研究を行うとともに、県民に文化活動の場を提供するためとされております。

具体的な役割といたしましては、県の作成した行政文書や神奈川に関する古文書など歴史資料として重要な資料を、県民共有の財産として収集し保存することがまず一つございます。また、そうした資料を館内の閲覧室において県民の皆様へ閲覧、公開することでございます。また、歴史的公文書等の記録類を後世に伝えていくことの重要性を知っていただくため、また県民の皆様へ御利用いただくために普及啓発事業を実施しております。

小野寺委員

県の各部局で作って使って、そして用済みになった文書が大量に運び込まれる。その中から永久保存すべき文書を選別して保存に回す。本当に気の遠くなるような作業だなというふうに、私も拝見して思いました。保存に回すのは 1% から 2% だというお話も伺いました。

IT 化が進んで、ペーパーレスとかと言っているわけですがけれども、現場に持ち込まれる文書の量というのは、かえって増えているという話も伺いました。それはなぜかという、文書が手書きと比べると簡単に作れるというか、大量に作れるようになっていると。本当はこれだけで議論したいぐらいなんですけれども、今日のテーマは違いますので。

その中には、後世になって貴重な資料として役立つ文書も出てくるということで、土地に関する古い情報などは法務局でも分からなかったことが公文書館で調べて分かったということもあるというふうに聞いています。

今御説明いただいた歴史資料として重要な行政文書、公文書を収集、保存し後世に伝える。いわゆるアーカイブスについては、その重要性についてかなり理解が進んできているというふうに思うんですが、しかしながら、一般県民には図書館や博物館ほどには公文書館というのはなじみがないのかなというふうにも思います。二俣川に集中している県の機関、運転免許試験場、がんセンター、ライトセンター、産業技術短期大学、もろもろございますけれども、公文書館の存在と

いうのはあれだけ重厚で格調のある建物でありますし、大変重要な役割を担っているにもかかわらず、なかなか知られていないというのも事実なのかなというふうに思います。

そこで伺いたいんですが、これまでどのような普及啓発活動を行ってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

情報公開課長

普及啓発事業といたしましては、講座と展示を行っております。

まず、講座につきましては、県民の皆様の文化活動の場として古文書解読講座を、受講を希望される県民の方々のニーズに応じて、初めて講座から応用講座まで年5回開催しています。また、公文書館の収蔵資料の内容や利用について御理解いただくため、アーカイブス講座を開催しております。

次に、展示施設がまず1階のホールにおいて公文書館業務の紹介を中心とする常設展示を行っております。また、公文書館に収蔵する文献や資料の中からテーマを設定した展示を実施しております。展示物を使ったミニ展示を年2回と、展示室での企画展示を、昨年度におきましては20周年ということもございまして特別展を行っており、昨年度ですと年3回実施したところでございます。

小野寺委員

今伺いました古文書講座でありますとか、あるいは収蔵している資料の企画展示、大変生涯学習のメニューとしても魅力のあるものではないかなというふうに思うんですが、まず古文書講座の開催状況について伺いたいと思います。

情報公開課長

古文書講座の開催状況でございますが、平成25年度の状況といたしましては、古文書解読初めて講座が前期、後期の2回、同内容で実施しております。合計で210名の御参加を、古文書解読の基礎講座が147名、古文書解読応用講座が149名の御参加をいただいております。

また、県内各地での開催の御要望に応じて実施しております古文書解読入門1日講座というものがございまして、昨年度は愛川町で実施いたしましたが、26名の御参加をいただいております。この中でも基礎講座ですとか応用講座につきましては、非常に多数の御応募を頂いております。抽選の上で受講いただいているという状況でございます。

小野寺委員

今教えていただいた数字というのは、多いというふうに理解してよろしいんですか。相当な数、参加いただいているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

情報公開課長

昨年度で申し上げますと、初めて講座は応募が230名いただいた中で受講者210名の方に、基礎講座につきましては倍近くの応募者236名に対しまして受講者が127、応用講座については応募者214名から抽選をさせていただいて149名の方に御参加というような状況でございます。

小野寺委員

定めた人数に対して、かなりそれを上回る応募があるというお話でありましたけれども、私も公文書の一部を拝見いたしました。本当にこれを読めたらおもしろいだろうなというふうに思いました。筆文字がやたら崩れてあったりとか、仮に読めても意味が分からないとか、そういう大変難解なものではありませんけれども、大変文化的な価値があるんだろうなと思いました。

また、例えば県内の元庄屋さんの蔵に眠っていた古文書を委託を受けて収蔵しているというようなケースもあるみたいですが、しっかり読めれば、恐らく近世から近代までの神奈川の町民文化に対する理解を深める手がかりになるのではないかというふうにも思いました。

講座開催に当たって、どういう視点を持って運営していらっしゃるのか、そこを伺っておきたいと思えます。

情報公開課長

講座の開催に当たりましては、古文書解読ということで行っておりますので、まず入門編としての初めて講座から始めまして、年間のスケジュールといたしましても、徐々に基礎講座、応用講座と上級編に上がっていくようなものを年度の中で順次行っていくというような形で実施してございます。

ですので、まず最初の講座を受けていただいた方に次のものを御案内させていただきながらというような形で、年間のスケジュールを組ませていただいております。

小野寺委員

また読み込んでいくスキルも高まっていくというような形だろうと思えますが、次に、先ほど館内での展示事業についてのお話もございましたけれども、これもどのような観点からテーマを設定して実施しているのかお伺いしたいと思います。

情報公開課長

公文書館では歴史資料として重要な行政文書、古文書等の収蔵資料を広く県民の方に閲覧していただけるよう展示事業を行っているところでございます。そのため、展示をする文献、資料は館の収蔵品を基本としておりまして、収蔵資料の中からその時々話題性の高いテーマ等を設定し、職員が相互に連携協力して作成しております。

例えば昨年度の第1回の企画展示のテーマは、検証・過去の震災記録というものでございまして、昨年が関東大震災から90年目を迎える節目に当たることから、この震災を含め、過去に神奈川県内で発生いたしました大きな震災に関連する公文書ですとか資料集など、貴重な資料を用いて多様な角度から過去の出来事を描き出せるような構成としております。

小野寺委員

その他にも例えば、旅館とホテルの文化史とか、一般的にも関心を引きそうなテーマで行われているという、印象がですね。今やっけていらっしゃるのも、基地県かながわと人々というテーマで、大変理解しやすい展示ではあったわけですが、

ただ収蔵品だけで企画を立てなければいけないということ、あるいは展示室もそう広くはありません。あとはうちの近所なので余り言いたくないんですけども、すごく便利などころにあるわけでもないということで、ただそれでもやっぱり1日当たりの平均観覧者数が20人そこそこというのは、ちょっともったいないかなという気がいたします。

公文書館、それからアーカイブスの普及啓発というのは郷土神奈川の歴史や、あるいは県の仕事に対して関心を持っていただく、関心を高めていただくという観点からも重要だというふうに考えているわけですが、館の広報については現在どのように取り組んでいて、そして今後どのように展開していくのかをお答えいただきたいと思います。

情報公開課長

公文書館の広報でございますが、より多くの県民の方に収蔵資料を閲覧していただけますよう、現状では県のたよりや記者発表など、県の広報の活用をはじめといたしまして、ポスターの掲示やチラシの配布を行うとともに、新聞、テレビ、ラジオなどのメディアによる広報の他、館のホームページを活用いたしました公文書館ニュースの掲載や広報県民課のフェイスブックでの広報など、各種講座の開催や企画展示などの催しにつきまして広報を行っているところでございます。

また、各種講座の開催に当たりましては、受講者の皆様にふだんは公開していない書庫の内部の見学会も行い、歴史的公文書や古文書を実際に手にとって閲覧いただけることを説明し、閲覧室の利用促進にも努めております。

今後につきましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、ホームページの掲載内容の見直しを進めた結果、アクセス数も増加してきておりますので、インターネットを通じたPRにも力を入れて取り組むなどして、より多くの方々に御利用いただけるよう広報等に取り組んでまいります。

小野寺委員

それでは最後に要望を申し上げたいと思いますが、県民共有の記録遺産である公文書や古文書を収集保存し公開するという公文書館の大切な役割をもっと県民に理解していただいたほうがいいのかというふうに思います。また、施設を活用していただくことは、県民の豊かな文化活動に資するとともに、情報公開の理念に基づいて県政を進めていくために大変重要であるというふうに考えます。より多くの県民の方々に公文書館に興味、関心を持っていただけるよう、より一層魅力的な普及啓発事業の実施やその効果的な方法に更に取り組んでいただきたいと思いますというふうに要望申し上げます、次の質問に移ります。

次は、警察関係でお尋ねしたいというふうに思います。

音響式信号機等の整備についてお伺いいたします。本県も高齢化率が21%を超えまして、押しも押されぬ超高齢社会となっております。高齢者が増えるということは、体の自由がきかない人が増えるということでもありまして、視力も聴力もその他もろもろの身体機能も衰えてまいりますし、更には認知機能も皆さん衰えてくると。

一方で、障害を持つ方々の積極的な社会参加というのもどんどん進んでいるというふうに思います。視覚に障害をお持ちの方々もどんどん外に出ていく、社会参加をしていくということで、そのような状況を鑑みますと、高齢者あるいは視覚障害者が安心して道路を横断できる環境を整備していくことが急務であるというふうに思います。特に今県警察が進めている障害者、高齢者の安全性を高めるための信号機の整備が非常に重要であると考えておりますので、それについて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、鳥のさえずる声などで道路を横断する視覚障害者の利便性、安全性等を向上させる視覚障害者用付加装置について、現在、県内にはどれぐらい整備されているのかお伺いいたします。

交通規制課長

信号機の視覚障害者用付加装置につきましては、本年9月末現在、県内706箇所を整備しております。

小野寺委員

県全体で、706箇所ですね。これは年間どれぐらいのペースで整備が進んでいるのか、それも教えてください。

交通規制課長

視覚障害者用付加装置の各年度の整備数につきましては、過去3年間でお答えいたしますと、平成23年度に20箇所、平成24年度に10箇所、平成25年度に16箇所をそれぞれ整備しております。

小野寺委員

全体で706箇所、この3年間でそれぞれ20、10、16ということで、このペースというのは、もう既に大分普及していて年間これぐらいになっているのか、それともまだまだ追い付かないということなのか、県警としてはどういう御見解をお持ちですか。

交通規制課長

例えば平成25年度につきましては、視覚障害者用付加装置について設置要望数112箇所について要望いただいております。その112箇所の要望のうち、実際平成25年度に整備できましたのは16箇所でございますので、まだまだ整備に追い付いていないような状況であると考えております。

県警察といたしましては、厳しい財政状況の中ではございますが、必要な箇所を順次整備を進めてまいりたいと考えております。

小野寺委員

今112箇所に対して16箇所、平成25年度の数字を頂きましたけれども、この112箇所の要望というのは当然、それぞれの警察署から県警本部に上申されている数というふうに考えてよろしいですか。

交通規制課長

ただいま申し上げました112箇所という数字につきましては、県庁の保健福祉局からの要望としてこちらの方に頂いている数でございます。この他に個別に警

察署でございますとか、また個別の御相談ということで承っているものもございますが、それにつきましては手元に数字がございません。

小野寺委員

ということは、それ以外にも要望が出ている可能性があるということだということに理解します。これを整備するには、一体どれぐらいの費用がかかるんでしょうか。

交通規制課長

視覚障害者用付加装置を一般的な交差点に整備しますためには、1箇所、約95万円の費用が必要となります。

小野寺委員

これはそれなりのお金がかかるというのがあります。先ほど要望数も聞きまして、設置数もお伺いしました。これはどういう基準で整備箇所を選定しているのか教えてください。

交通規制課長

要望が出されました箇所の中で、視覚障害者の方の利用実態、あるいは交差点周辺の環境、車両の交通量などを総合的に検討しました上で、より必要性が高いと判断される交差点から順次整備を進めているところでございます。

小野寺委員

次に、歩行者用の信号に経過時間が表示される機能を持った信号機がこれは試験的に設置したのかどうか分かりませんが、一時県庁の近所にも設置されたことがありまして、今はありませんが、これは県内にどれぐらい整備されているんでしょうか。

交通規制課長

委員御指摘の残り時間が分かる信号といいますのは、経過時間表示機能と申しまして、歩行者用灯器に設置します経過時間表示機能につきましては、本年9月末現在、県内に510の灯器に整備しております。

小野寺委員

余り遭遇しないんですが、結構あるんだなという印象なんですけれども、この経過時間表示機能というのは、これも先ほどの音響式と同じようにお伺いしたいんですが、年間どのぐらいのペースで整備されているんでしょうか。

交通規制課長

経過時間表示機能の各年度の整備数につきましては、過去3年間でお答えいたしますと、平成23年度は22灯、平成24年度に18灯、平成25年度に20灯の灯器にそれぞれ整備しております。

小野寺委員

これについても費用をお伺いしておきましょう。

交通規制課長

経過時間表示機能の整備につきましては、基本的に一つの交差点の歩行者用灯器4灯に経過時間表示機能を付加するという方法をとっておりまして、この場合、

1 交差点で約 104 万円の費用が必要となります。

小野寺委員

道路横断に時間がかかる方が増えているような印象を受けるんです。青になっていて、もうちかちか点滅するかしないかぐらいのときに駆け込んだ人が渡りきれないのはしょうがないんだけど、ちゃんと押しボタンを押して青になって歩き出してもなかなか渡り切れないという、そういう高齢者の方が増えている。そういうことを考えると、これまでも点滅でもあるわけですけど、残りはこれぐらいだから今から渡ったら危ないという、やはり残り時間の経過時間表示機能があるということが安全な横断につながるのかなというふうにも思いますが、県警察の整備方針についてお伺いしたいと思います。

交通規制課長

経過時間表示機能につきましては、歩行者の信号無視や無理な横断の抑止を図ることができるということの他、御指摘のとおり、道路の横断が可能なかどうか判断するためにも有用なものであると考えております。つきましては、県警察では交差点における歩行者の交通実態や交通環境を総合的に判断し、安全性が高められると判断した交差点について整備の推進を進めていきたいと考えております。

小野寺委員

残り時間が分かることによって安全になる部分もあれば、逆に慌てて渡ってしまおうという、そういう行為を誘発するという負の部分もあるという話も伺ったことがありますので、その辺はきっちり警察として御判断いただいて整備を進めていただきたいと思います。

また、視覚障害者用付加装置あるいは今やり取りをさせていただいた経過時間表示機能など、いわゆるバリアフリー対応信号機については、今大変増えている高齢者、そして障害者の安全性を高めるとともに、利便性を向上させるために必要不可欠なものであるというふうに考えます。そして、これらを適切に整備していくことは高齢者、障害者が今後、生き生きと安心して生活していける社会の実現につながっていくものであるというふうに考えます。

したがって、是非今後も県警察として積極的に整備を推進していただくことを強く要望させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。